ケトプロフェン坐剤75mg「ＪＧ」	75mg1個	22.00	高	テルビナフィン塩酸塩クリーム1％「サワイ」	1％1g　19.30
（せ）			（な）		
セチルピリジニウム塩化物トローチ2mg「イワキ」	2mg1錠	5.60		ナジフロキサシンクリーム1％「トーワ」	1％1g　31.80
（ち）				ナジフロキサシンローション1％「トーワ」	1％1mL　31.80
チニダゾール腟錠200mg「Ｆ」	200mg1個	51.20	（は）		
チモロールＸＥ点眼液0.25％	0.25％1mL	364.60	高	白色ワセリン「日医工」	10g　13.50
チモロールＸＥ点眼液0.25％「杏林」	0.25％1mL	364.60	（ひ）		
チモロールＸＥ点眼液0.25％「ＴＳ」	0.25％1mL	364.60		ビーソフテン油性クリーム0.3％	1g　10.80
チモロールＸＥ点眼液0.25％「ニットー」	0.25％1mL	364.60		ビホナゾールクリーム1％「Ｆ」	1％1g　10.80
チモロールＸＥ点眼液0.5％「杏林」	0.5％1mL	525.70		ビホナゾールクリーム1％「ＹＤ」	1％1g　12.40
チモロールＸＥ点眼液0.5％「ＴＳ」	0.5％1mL	525.70	（ふ）		
チモロールＸＥ点眼液0.5％「ニットー」	0.5％1mL	525.70	後	フェンタニル3日用テープ2.1mg「テルモ」	2.1mg1枚　1,260.80
（つ）			後	フェンタニル3日用テープ4.2mg「テルモ」	4.2mg1枚　2,338.50
ツロブテロールテープ0.5mg「タカタ」	0.5mg1枚	28.20	後	フェンタニル3日用テープ8.4mg「テルモ」	8.4mg1枚　4,337.40
ツロブテロールテープ1mg「タカタ」	1mg1枚	36.90	後	フェンタニル3日用テープ12.6mg「テルモ」	12.6mg1枚　6,225.40
ツロブテロールテープ2mg「タカタ」	2mg1枚	54.60	後	フェンタニル3日用テープ16.8mg「テルモ」	16.8mg1枚　8,044.90
（て）			高	ブテナフィン塩酸塩液1％「トーワ」	1％1mL　30.80
高	テルビナフィン塩酸塩外用液1％「サワイ」	1％1g　19.30	高	ブテナフィン塩酸塩クリーム1％「トーワ」	1％1g　30.80
ブロムフェナクNa点眼液0.1％「日新」		0.1％1mL　78.10			
フロラーズ点鼻液50μg112噴霧用		8.16mg16mL1瓶　2,162.30			
（へ）					
ベギンクリーム10％		10％1g　5.70			
ベギンクリーム20％		20％1g　5.70			
ヘパリン類似物質外用スプレー0.3％「ＹＤ」		1g　20.20			
ヘパリン類似物質クリーム0.3％「アメル」		1g　8.80			
ヘパリン類似物質クリーム0.3％「ＹＤ」		1g　8.80			
ヘパリン類似物質ゲル0.3％「アメル」		1g　6.60			
ヘパリン類似物質ローション0.3％「ＹＤ」		1g　8.80			
ヘモポリゾン軟膏		1g　18.00			
（ほ）					
ポビドンヨード液10％消毒用アプリケータ「オーツカ」10mL		10％10mL1管　10.50			
ポビドンヨード液10％消毒用アプリケータ「オーツカ」25mL		10％25mL1管　16.80			
ポビドンヨード消毒用液10％「ＮＰ」		10％10mL　14.60			

○厚生労働省告示第三百七十四号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十三日

厚生労働大臣　田村　憲久